

平成 26 年 7 月 25 日

受益者の皆様へ

楽天投信投資顧問株式会社

**「楽天株式ファンド」
信託終了（繰上償還） 予定のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「楽天株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託を終了させていただく予定でありますので、お知らせ申し上げます。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）および信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面および書面決議参考書類をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する議案の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」に記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドの受益権口数は、平成 20 年 5 月の設定以来、信託約款の繰上償還規定の「受益権口数が 10 億口を下回る」状態が継続し、平成 26 年 6 月 30 日現在、受益権口数約 166 百万口、純資産総額約 219 百万円となっております。

上記の通り、受益権の残存口数が 10 億口を下回っている状態が継続しており、昨今の純資産総額の推移を鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また、引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、信託約款の当該規定に従って当ファンドの投資信託契約を解約することはやむを得ないと判断し、信託を終了させるものです。

2. 書面決議の日程および手続き

(1) 日程

①受益者および受益権口数の確定日：平成 26 年 7 月 25 日（金）

②書面による議決権の行使の期限：平成 26 年 8 月 15 日（金）まで

- ③書面による決議の日 : 平成 26 年 8 月 20 日 (水)
- ④反対受益者の買取請求期間 : 平成 26 年 8 月 21 日 (木) ~平成 26 年 9 月 9 日 (火)
- ⑤信託終了 (繰上償還) 予定日 : 平成 26 年 9 月 18 日 (木)
- ⑥償還金支払開始日 (予定) : 上記信託終了日 (繰上償還日) の翌営業日以降
- ※「書面決議」とは、投信法の規定に基づき投資信託の約款変更や信託終了 (繰上償還) を行おうとする場合に、受益者を対象として、書面による決議を行い、可否を決める手続きをいいます。

(2) 手続き

平成 26 年 7 月 25 日現在の受益者*の皆様は、上記の書面による議決権の行使の期限までに、委託者である楽天投信投資顧問株式会社に対して書面をもって議決権を行使することができます。

*平成 26 年 7 月 22 日までに取得申込を行い平成 26 年 7 月 25 日時点において保有している受益権について議決権が付与されます。

本議案は平成 26 年 7 月 25 日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成 26 年 9 月 18 日をもって当ファンドの信託を終了 (繰上償還) いたします。

書面決議により本議案が否決された場合には、当ファンドの信託終了 (繰上償還) は行いません。この場合には、当ファンドの信託終了 (繰上償還) を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

また、書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日 (平成 26 年 8 月 20 日) 以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了 (繰上償還) に対して賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、平成 26 年 8 月 15 日 (必着) までに弊社宛てにお送りください。

「議決権行使書面」は平成 26 年 8 月 15 日到着分までを有効とさせていただきます。また、当決議におきまして議決権を行使されない場合 (「議決権行使書面」をお送りいただかない場合) は、本議案に賛成するものとして取扱わせていただきます。したがいまして、賛成する場合には特段のお手続きをとっていただく必要はございません。

< 議決権行使書面送付先 >

〒140-0002 東京都品川区東品川 4-12-3 品川シーサイド楽天タワー 23 階
楽天投信投資顧問株式会社
楽天株式ファンド 繰上償還 議決権行使書面受付係 宛

【議決権行使に関するご留意事項】

- ・同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・ご記入いただく上記の内容に不備等がある場合は、ご提出いただいた議決権行使書面が無効となる場合があります。

- ・無効な議決権行使書面をご提出された場合には、議決権行使がされなかったものとして取扱わせていただきます。
- ・「本議案についての賛否」の欄に記載がない議決権行使書面をご提出いただいた場合は、賛成するものとして取扱わせていただきます。

4. 反対受益者の買取請求手続きについて

書面決議において本議案が可決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）に反対した受益者の方は、以下の手続きにより、保有する当ファンドの受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行（三井住友信託銀行株式会社）に対して、信託財産による買取りを請求することができます。信託終了（繰上償還）に反対した受益者の方全員が、買取請求を行わなければならないわけではありません。買取請求を行わない場合、信託終了日まで保有し償還金を受取ることも、または、通常通り取扱販売会社に一部解約請求を行うことができます。

(1) 買取請求期間

平成 26 年 8 月 21 日（木）から 平成 26 年 9 月 9 日（火）まで

(2) 買取請求手続き

- ①弊社より信託終了（繰上償還）に反対された受益者の方に対して、「買取請求のご案内」を発送します。
- ②買取請求に必要な書類（以下「必要書類」といいます。）にご記入ください。
- ③取扱販売会社の取引店へ必要書類をご提出ください。
- ④取扱販売会社から受託銀行へ必要書類が送付されます。
- ⑤受託銀行で必要書類が受理され、信託財産による買取りが実行されます。
- ⑥ご指定いただきました銀行口座に受託銀行から買取代金が振り込まれます。

【買取請求に関するご留意事項】

※上記の買取請求は、信託終了（繰上償還）に反対された受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行う買取請求ではありません。

※買取価額は、原則として受託銀行が必要書類を受理した日の翌々営業日の基準価額とします。

※以上のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の一部解約請求よりも日数を要する可能性があるほか、買取代金のお振込みに要する手数料および計算書送付費用等は買取請求を行う受益者の方の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

以 上

※個人情報の取扱いに関して

議決権行使書面にご記入いただいた内容（個人情報）は、この度の信託終了（繰上償還）の書面決議および買取請求の手続きに関する事務を処理するために利用いたします。また、当該個人情報は、書面決議および買取請求の手続きを行うにあたり、弊社、取扱販売会社および受託銀行（再信託会社を含みます。）の間で共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

本件に関しまして、ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

楽天投信投資顧問株式会社

電話番号：03-6717-2527（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）